

市営住宅(一ヶ岡D団地・一ヶ岡E団地)建替事業PFI手法導入可能性
調査業務委託プロポーザル
質疑回答

延岡市都市建設部建築住宅課

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領P4 8. 企画提案書の提出	企画提案書は、A3判用紙をA4判サイズに折り込んで提出する方法でよろしいですか。	企画提案書作成に伴う用紙のサイズはA3判用紙としており、提出する際の折り込み方法は提案書作成に伴うレイアウト等によることが考えられるため、指定するものではなく提案者の任意とします。
2	実施要領P9 9. 評価方法 (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションは、PowerPoint等のプレゼンテーションソフトを用いた発表としてよろしいですか。	構いません。
3	別添資料2～5 入居者属性	一ヶ岡D, E 団地の各住戸における入居世帯人数、世帯主年齢等、属性をご教示いただくことは可能でしょうか。	各団地の入居世帯人数及び世帯主年齢に関する資料を別紙の通り提示します。
4	別添資料2～5 配置図等	一ヶ岡B, C, D, E 団地の配置図や測量平面図等がありましたら、ご提供いただけますか。	建設当初の配置図を提示します。なお、測量平面図はありません。

5	(1)提出書類 ・企画提案書(A3判 3枚以内)について	企画提案書A3判3枚以内とありますが、A4判6枚以内でも問題ないでしょうか。	貴社提案の内容でも可とします。
6	実施要領5(7) 様式第1号 延岡市税について	弊社は福岡市に事業所を置いており、延岡市税は納めておりません。そのため(7)は、「国税について滞納がないこと」という認識で問題ないか。また、様式第1号の添付書類についても「②延岡市税に滞納が無いことの証明」は提出不要という認識で問題ないか。	本市に課税がない事業所は、国税について滞納がないことの確認を行います。また、様式1号の添付書類について、本市に課税がない事業所は「②延岡市税に滞納がないことの証明」の提出は不要です。
7	実施要領5(10) 受託実績について	「公営住宅事業以外のPFI事業を含む」とありますが、受託候補者選定評価基準の2枚目【同種業務の定義】では、「共同住宅整備に関する事業の」に限定する記載がなされています。どちらが正しいでしょうか。	実施要領5(10)は参加資格に関するもので、受託候補者選定評価基準の2枚目【同種業務の定義】で記載する「共同住宅整備に関する事業」は左記内容の事業実績がある提案者を評価するための記載となります。
8	実施要領8(1) 企画提案書について	企画提案書は、A3判3枚以内とありますが、A3片面づかいとし、全A3判3頁で提案するという認識でよろしいでしょうか。	実施要領において、企画提案書はA3判3枚以内としていますが、同程度の提案量と取り扱うことからA4版で6枚以内の提出も可とします。また、A3判でもA4判でも片面づかいとします。
9	実施要領9(3)① プロポーザル方式選 定審査会について	審査委員会は、庁内メンバーのみで構成されていますでしょうか。もしくは学識経験者を含む庁外専門家も入られていますでしょうか。	審査会委員の事前公表は行っていません。
10	仕様書第1章4 〈余剰地①〉	余剰地の住所は「3丁目3番70」ではなく、現地状況と面積から、「3丁目13番」と考えてよろしいでしょうか。	別添資料に記載しており、所在地が三丁目3番70、住居表示が三丁目12番です。
11	仕様書第1章4 〈余剰地②〉	余剰地②の住所は「1丁目7番173」ではなく、現地状況と面積から、「1丁目2番、3番」と考えてよろしいでしょうか。	別添資料に記載しており、所在地が一丁目7-173、住居表示が一丁目2番・3番です。

12	仕様書第2章(1) アンケートについて	「市営住宅の性能に関する入居者へのアンケート」及び「余剰地の活用方法として地域住民の利用を含めた地域サービス施設の必要性についてのアンケート」とありますが、これらのアンケートはまとめて1回の実施と考えてよろしいでしょうか。	アンケートの対象が異なるため、別々に実施する予定です。
13	仕様書第2章4(2) パブリックコメント	パブリックコメントの想定実施時期をご教示ください。	基本構想・基本計画の策定段階で実施します。
14	仕様書第2章4(3) 発注者が受けている 関連支援との連携	受託者が具体的に行う「連携」の内容についてご教示ください。	地域プラットフォームでのサウンディングに参加予定であり、実施した内容を本業務に反映させてください。また、専門家による事業に関するアドバイスを受けており、その内容を本業務に反映させてください。
15	仕様書 第3章4 会議等運営支援	「庁内検討委員会」の位置づけ・委員メンバーと、「住民説明会」の趣旨や開催回数(例えば、各団地1回、計2回など)についてご教示ください。	「庁内検討委員会」は基本構想の整理・基本計画の検討・民間活力導入方針の検討の各段階で実施し、庁内の合意形成を趣旨としており、庁内職員によるものです。 「住民説明」は、基本構想・基本計画策定後に各団地1回実施します。
16	参加表明書兼誓約書 添付書類②③④につ いて	添付書類②③④の証明書等についてですが、全て原本でしょうか、コピーでも構わないでしょうか。	コピーによる提出も可とします。
17	参加表明書兼誓約書 添付書類⑤について	⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書は、何か書式がありますでしょうか。こちらで作成したものでよいでしょうか。また、本社の代表者印が必要でしょうか。	様式第9号を提出してください。なお、押印不要です。